

# 公 告

令和6年3月21日

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

## 記

### 1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	地区	面積(ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 232010003	佐伯区湯来町	0.04	公告の日～2040.3.31	
集 232010005	佐伯区湯来町	4.39	公告の日～2040.3.31	
集 232010006	佐伯区湯来町	13.36	公告の日～2040.3.31	
集 232010007	佐伯区湯来町	0.53	公告の日～2040.3.31	
集 232010008	佐伯区湯来町	0.53	公告の日～2040.3.31	
合計		18.85		

### 2 縦覧場所

- (1) 広島市役所 経済観光局 農林水産部 農林整備課
- (2) 広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)

### 3 本公告により、広島市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。